

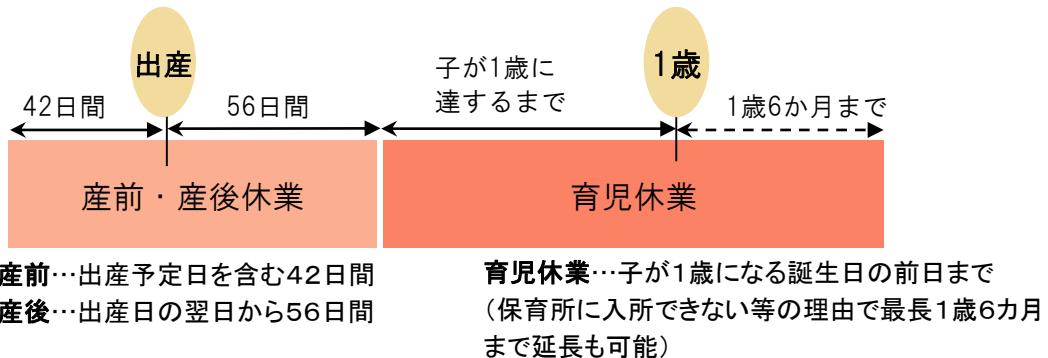
パート社員・派遣社員・契約社員の方でも 産休・育休は取得可能です！

一定の要件を満たしていれば、
出産や育児のためのお休み（産前・産後休業、育児休業）を取得できます

Q1. どんなお休みがありますか？

A1. 2種類の休業制度があります。

産休とは『産前休業・産後休業』、育休とは『育児休業』のことです。
取得できる期間が下記のように決まっています。



Q2. パートや派遣・契約社員もお休みをとれますか？

A2. 雇用契約期間内であれば誰でも産前・産後休業※1がとれます。

さらに『育児休業申し出』の時点で下記条件に合えば、
育児休業も取得可能です。

- 今の職場で1年以上働いている
- 子が1歳6か月に達する日までに雇用契約が満了することが明らかでない

※1 産前休業を必要としない人は、出産前日まで働くことも可能です。

〈参考情報〉 男性の育休について

育休は、“**男性(父親)も**”子が1歳になる前日まで取得可能です。
両親ともに育児休業を取る時は、子が1歳2ヶ月になるまでお休みできます。
(取得できる日数は365日まで)

パート社員・派遣社員・契約社員の方でも 産休・育休は取得可能です！

出産や育児のためのお休み
(産前・産後休業、一定の要件を満たしていれば、育児休業)を取得できます

Q3. 産前・産後休業、育児休業をする時に、経済的支援はありますか？

A3. 条件を満たしていれば、以下の支援が受けられます。

■育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%(6か月経過後は50%)※3の給付を受けることができます。

※3 平成29年3月現在支給割合。支給額に上限があります。詳細はハローワークへ

■育児休業期間中の社会保険料の免除

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出することにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます。

■産前・産後休業期間中の社会保険料の免除 (平成26年4月1日から施行)

産前・産後休業期間中についても育児休業期間と同様、厚生年金・健康保険料の免除などが行われる予定です。

■出産手当金

出産日以前42日から出産日後56日までの間、欠勤1日について、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。

Q4. 疑問や相談したい事があったら…

A4. 最寄りの 都道府県労働局雇用環境・均等部(室) に相談しましょう。

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)HP

厚生労働省HP→分野別の政策→雇用・労働→雇用均等→事業主の方へ
→雇用環境・均等部(室)の所在地

会社の制度が法律の内容を上回っていたり、独自の支援制度がある事も考えられます。各種制度の対象となるか、必要な手続きなどについて、まずは会社の担当部署、上司に尋ねましょう。